

平成28年第2回別府市議会定例会 議案（条例・その他）の概要

- 議第50号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議第51号 別府市税条例等の一部改正について
- 議第52号 別府市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 議第53号 別府市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 議第54号 別府市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部改正について
- 議第55号 別府市自転車競走実施条例の一部改正について
- 議第56号 別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議第57号 動産の取得について
- 議第58号 市長専決処分について
- 議第59号 市長専決処分について
- 議第60号 市長専決処分について
- 議第61号 市長専決処分について
- 議第62号 市長専決処分について
- 議第63号 市長専決処分について
- 議第64号 市長専決処分について
- 議第65号 市長専決処分について

議第50号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

1 趣旨

スクールソーシャルワーカーを非常勤特別職として配置することに伴い、その報酬及び旅費の額を定めるため、条例を改正します。

2 議案の内容

別表にスクールソーシャルワーカーの報酬及び旅費の額を定めます。

なお、報酬は、1時間以内につき1,500円とします。

3 施行期日 平成28年7月1日

4 担当課 教育委員会学校教育課

議第51号

別府市税条例等の一部改正について

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）による地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項目において「法」といいます。）の一部改正に伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る個人の市民税の所得割又は法人の市民税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとします。（第19条、第43条、第48条及び第50条関係）
- (2) 法改正により、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられることに伴い、法人税割の税率を100分の12.1から100分の8.4に改定します。（第34条の4関係）
- (3) 環境性能割の納税義務者等について規定し、及び現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備をします。（第80条関係）

- (4) 軽自動車税のみならず課税について規定します。(第 8 1 条関係)
 - (5) 条例において規定することとされている、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲について規定します。(第 8 1 条の 2 関係)
 - (6) 環境性能割の課税標準、税率、徴収の方法、申告納付、不申告等に関する過料及び減免について規定します。(第 8 1 条の 3 から第 8 1 条の 8 まで関係)
 - (7) 現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備をします。(第 8 2 条、第 8 3 条及び第 8 5 条から第 9 1 条まで関係)
 - (8) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について規定します。(附則第 6 条関係)
 - (9) 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例、申告納付の特例、徴収取扱費の交付及び税率の特例について規定します。(附則第 1 5 条の 2 から第 1 5 条の 5 まで関係)
 - (10) 軽自動車税の種別割のグリーン化特例(軽課)の 1 年延長及び環境性能割の導入に伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備をします。(附則第 1 6 条関係)
- 3 施行期日 平成 2 9 年 1 月 1 日。一部は、平成 2 9 年 4 月 1 日及び平成 3 0 年 1 月 1 日
- 4 担当課 総務部課税課

議第 5 2 号

別府市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

1 趣旨

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 1 8 年厚生労働省令第 3 4 号。次項で「基準省令」といいます。)の一部が改正され、地域密着型通所介護に係る基準が定められたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

基準省令の改正内容と同様の改正をします。ただし、次に掲げる事項については、基準省令と異なっています。

- (1) 運営規程に定める事項に苦情処理及び虐待防止に関する事項を規定すること。(第61条の12及び第61条の34関係)
- (2) 従業者に対する研修の内容として、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防を規定すること。(第61条の13関係)
- (3) 非常災害対策に関して、具体的計画の周知方法及び見直し、自主防災組織等との連携・協力体制の確立等を規定すること。(第61条の15関係)
- (4) 記録の保存期間を5年間とすること。(第61条の19及び第61条の37関係)

3 施行期日 公布の日

4 担当課 福祉保健部高齢者福祉課

議第53号

別府市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

1 趣旨

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。次項で「基準省令」といいます。）の一部が改正され、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に運営推進会議の設置が義務付けられたこと等に伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

基準省令の改正内容と同様の改正をします。

3 施行期日 公布の日

4 担当課 福祉保健部高齢者福祉課

議第54号

別府市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部改正について

1 趣旨

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部が改正され、

地域包括支援センターの職員に係る基準を条例で定めるに当たり、従うべき基準に関する規定が改められたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

介護保険法施行規則の従うべき基準の改正と同様の改正をします。

3 施行期日 公布の日

4 担当課 福祉保健部高齢者福祉課

議第55号

別府市自転車競走実施条例の一部改正について

1 趣旨

災害等の不測の事態が生じた際に別府競輪場以外でも競輪が開催できるようにすること及び入場料の額を規則に委任することに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

(1) 次の下線部分を追加し、及び取消し線部分を削ります。

ア 第3条 市が行う競輪は、別府競輪場その他法第4条第1項の許可を受けて設置された競輪場（以下「競輪場」という。）において開催する。

イ 第4条 競輪場の入場者から徴収する入場料の額は、~~1人につき1,550円以下~~規則に定める額とする。

(2) 自転車競技法施行規則の引用する条の条ずれに対応します。

3 施行期日 公布の日

4 担当課 O N S E N ツーリズム部競輪事業課

議第56号

別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

1 趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部が改正され、傷病補償年金又は休業補償と同一事由により障害厚生年金等が併給される場合の調整率が改定されたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

附則第5条(他の法律による給付との調整)第2項の表1の項右欄中「0.86」を「0.88」に改め、同表2の項右欄中「0.91(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90)」を「0.92(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.91)」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改めます。

3 施行期日 公布の日

4 担当課 消防本部庶務課

議第57号

動産の取得について

1 趣旨

動産を買い入れることについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

2 議案の内容

(1) 取得動産 救助工作車Ⅱ型 1台

(2) 契約金額 120,960,000円

(うち消費税及び地方消費税8,960,000円)

(3) 契約の相手方 大分市住吉町二丁目6番34号

新日本消防設備株式会社

代表取締役 中野裕之

3 担当課 消防本部庶務課

議第58号

市長専決処分について

1 趣旨

地震に対する災害復旧のため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものです。

2 議案の内容

- (1) 処分事項 平成28年度別府市一般会計補正予算（第1号）
- (2) 処分年月日 平成28年5月13日
- 3 担当課 企画部危機管理課ほか13課

議第59号

市長専決処分について

1 趣旨

地震に対する災害復旧のため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものです。

2 議案の内容

- (1) 処分事項 平成28年度別府市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
- (2) 処分年月日 平成28年5月13日
- 3 担当課 O N S E N ツーリズム部商工課

議第60号

市長専決処分について

1 趣旨

地震発生後の観光客の落込みに対する観光経済対策を行うため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものです。

2 議案の内容

- (1) 処分事項 平成28年度別府市一般会計補正予算（第2号）
- (2) 処分年月日 平成28年5月20日
- 3 担当課 O N S E N ツーリズム部観光課、商工課及びDMO推進室

議第61号

市長専決処分について

1 趣旨

平成27年度別府市国民健康保険事業特別会計の決算見込みに歳入不足が生じたことに伴い、地方自治法施行令第166条の2の規定により繰上充用を行うことについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものです。

2 議案の内容

(1) 処分事項 平成28年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号)

(2) 処分年月日 平成28年5月27日

3 担当課 総務部保険年金課

議第62号

市長専決処分について

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、関係条例の改正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものです。

2 議案の内容

(1) 処分事項 平成28年別府市条例第24号
別府市税条例等の一部を改正する条例

(2) 処分年月日 平成28年3月31日

(3) 主な改正内容

地方税法附則第15条（固定資産税等の課税標準の特例）が改められ、固定資産税の課税標準を同条に定める割合を参酌して市町村の条例で定める割合とするわがまち特例の追加に伴い、その割合を定めます。（附則第10条の2関係）

(4) 施行期日 平成28年4月1日

3 担当課 総務部課税課

議第63号

市長専決処分について

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、関係条例の改正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものです。

2 議案の内容

(1) 処分事項 平成28年別府市条例第25号

別府市都市計画税条例の一部を改正する条例

(2) 処分年月日 平成28年3月31日

(3) 主な改正内容

ア 引用する地方税法第349条の条項の追加等に伴い、改正をします。
（第2条関係）

イ 地方税法附則15条（固定資産税等の課税標準の特例）第42項に規定する市町村の条例で定める割合（わがまち特例の割合）は、5分の4とします。（附則第4条関係）

ウ 引用する地方税法附則第15条に新たな項が追加されたこと等に伴い、改正をします。（附則第14条関係）

(4) 施行期日 平成28年4月1日

3 担当課 総務部課税課

議第64号

市長専決処分について

1 趣旨

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、関係条例の改正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものです。

2 議案の内容

(1) 処分事項 平成28年別府市条例第26号

別府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(2) 処分年月日 平成28年3月31日

(3) 主な改正内容

国民健康保険税の減額の基準について、5割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を26万5千円(改正前26万円)に、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を48万円(改正前47万円)に引き上げます。(第25条関係)

(4) 施行期日 平成28年4月1日

3 担当課 総務部保険年金課

議第65号

市長専決処分について

1 趣旨

中学生時の保健体育の授業の際に起こった事故の慰謝料等を求めて訴えられた裁判の判決に対し、市敗訴部分の取消し等を求めて控訴することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものです。

2 議案の内容

(1) 処分事項 訴え(控訴)の提起

(2) 処分年月日 平成28年5月6日

3 担当課 スポーツ健康課